

漏水に伴う水道使用料金の軽減又は免除の取扱い要項

平成25年3月1日

企業団訓令第1号

改正 令和8年3月25日訓令第8号

漏水に伴う水道使用料金の軽減又は免除の取扱い要項の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例（平成9年企業団条例第2号。以下「条例」という。）第31条に基づく、料金の軽減又は免除（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる漏水)

第2条 水道料金を減免することができる漏水は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 災害等の不可抗力的な要因で給水装置が破損した場合
- (2) 給水装置の破損箇所が地中、床下、壁内、屋上等に配管されたもので、発見が困難と認められる場合
- (3) 茨城県南水道企業団の施工した工事等が起因となった漏水。ただし、竣工後一年以上以内に発見された場合に限る。
- (4) その他企業長が特に適当と認めた漏水

2 前項で定める減免することができる漏水は、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 給水装置工事の竣工検査に合格し、かつ一年間経過したもの
- (2) 給水装置の使用者、所有者若しくは管理人（以下「水道使用者等」という。）が一般的な管理義務を怠っていなかったと認められる場合
- (3) 故意又は過失による漏水でない場合
- (4) 水道使用者等が漏水の修繕を完了しており、それを証明できる場合

(減免水量の算定)

第3条 減免する水量は、前年同2月の使用水量又は漏水前4月の使用水量に2分の1を乗じて得た水量のいずれか少ない水量（以下、「平均使用水量」という。）を、当該2月分の使用水量から差し引いた残りの水量に2分の1を乗じて得た水量とする。

2 前項に規定する方法により難いと認められる場合は、企業長が認めた方法により算出するものとする。

(軽減)

第4条 前条の規定にかかわらず、主に生活用水として使用し、次の各号の一に該当するときは、その水量とする。

- (1) 平均使用水量が30立方メートルを超える場合においては、前条により減免水量を差し引いた当該2月分水量が平均使用水量の2倍を超える場合には、その2倍を超える水量についても減免する。
- (2) 平均使用水量が30立方メートル以下の場合においては、前条により減免水量を差し引いた当該2月分水量が60立方メートルを超える場合には、その60立方メートルを超える水量についても減免する。

(減免手続)

第5条 料金減免の申請は、水道使用者等が水道使用料金減免申請書(様式第1号)に、漏水修繕済証明書(様式第2号)、漏水修繕工事代金領収書の写し、漏水修繕工事現場の写真(以下「添付書類」という。)を添付して企業長に申請するものとする。ただし、水道使用者等の立会いのもとに企業団が漏水修繕済箇所の確認を行った場合は、添付書類は必要ないものとする。

- 2 前項の漏水修繕済証明書は、原則として指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が発行した証明書とする。ただし、受水槽以下の漏水又は特別な技術を必要とする給水装置の修繕については、指定工事業者以外の証明書でもよいものとする。
- 3 企業長は、前2項に規定する申請があり、その内容が第2条に該当する場合は、水道使用料金減免算定書(様式第3号)により前2条に基づいて減免水量を算定し、料金減免額を決定するものとする。

(適用期間)

第6条 料金を減免する月は、4月分を限度とする。ただし、企業長が特に認めるときは、この限りでない。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年3月25日訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令は、令和8年5月1日以後に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る

漏水について適用し、令和8年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る漏水については、なお従前の例による。

水道使用料金減免申請書

年 月 日

茨城県南水道企業団
企業長 殿

茨城県南水道企業団水道事業給水条例第31条の取扱い要項に基づき、漏水に伴う水道使用料金の減免を下記のとおり申請いたします。

記

お客様番号	用途
申請者氏名	
申請者住所	

給水装置の破損状況及び申請事由	
申請事由	1. 災害等の不可抗力的な要因で給水装置が破損したため 2. 給水装置の破損箇所が地中、床下、壁内、屋上等の発見が困難な場所だったため
漏水修繕箇所 ※該当するものに○をつけてください。	1. 地中に設置した配管 2. 床下に設置した配管 3. 壁内に設置した配管 4. 屋上に設置した配管 5. その他発見できないもの ()
漏水状況	
漏水発見年月日	年 月 日
漏水修繕年月日	年 月 日
漏水修繕指定給水装置工事事業者	
添付書類 ※該当するものに○をつけてください。	1. 漏水修繕済証明書 2. 漏水修繕工事代金領収書の写し 3. 漏水修繕工事現場の写真 4. 企業団職員による漏水修繕済認定 (年 月 日 担当者 印)

※給水装置工事の竣工検査に合格し、1年間を経過したものが対象となります。

※管理義務を怠った場合や故意又は過失による場合は対象となりません。

※漏水の修繕を完了していない場合は対象となりません。

※減免の対象となるのは、最高で4月分までとなります。

	課長	課長補佐	係長	担当
決裁				

様式第2号

漏 水 修 繕 済 証 明 書

住 所	
氏 名	
漏水修繕 年 月 日	
漏水箇所 及び状況	

上記のとおり漏水修繕したことを証明します。

茨城県南水道企業団

企 業 長 殿

年 月 日

指定給水装置工事事業者

商 号

氏 名

